

施策
(- 1 - 3)

原子力安全・防災対策の充実

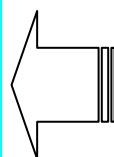
目的

原子力発電所周辺地域住民の安全確保と環境の保全のため、「安全協定」に基づく周辺地域の環境放射線の測定監視や発電所の運転状況の把握などを行い、県民への情報公開に務めます。また万一の原子力災害に備え、原子力防災体制の充実・強化に取り組みます。

成果指標と目標値

目標値(平成19年度)

原子力発電所に起因する
放射線影響が認められな**100 %**
かった日数の割合
原子力防災訓練
総参加人員 **8,600 人**



現状値(平成15年度)

100 %
8,300 人

原子力発電所周辺環境の環境放射線常時監視等により原子力発電所に起因する放射線影響が認められないことをめざします。

原子力防災訓練に参加する防災業務従事者と一般住民の総数であり、参加人数を徐々に増やします。
防災業務従事者:県・市町村、警察、消防、自衛隊、医療関係者など

現状と課題

鹿島町に立地する島根原子力発電所の周辺地域住民の安全を確保するため、「安全協定」を厳正に運用し、環境放射線監視や発電所の運転状況等の把握やその情報提供に努めています。

原子力について住民が正しく理解できるよう、環境放射線等の監視結果やトラブル発生時等の状況、発電所の運転状況などについて住民に正確な情報提供を行うことが重要です。

最新機器の整備により環境放射線監視体制を充実し、監視データをリアルタイムで広く情報提供する環境放射線情報システムの充実・高度化を図り、監視体制の充実に努めます。

さらに、原子力担当職員が専門知識を習得し、原子力発電所に対する安全確認などの取り組みを充実・強化することが必要です。

また、原子力に対する県民の安心感と信頼感が得られるよう広報誌やインターネットなど身近できめ細かな広報活動を積極的に行っていく必要があります。

万一の原子力災害時における迅速で実効的な防災業務や住民の避難行動等について正しく理解してもらうため、原子力災害に備えた住民参加の訓練を実施していく必要があります。

目的を達成するための主な基本事務事業

主な事務事業

事業名	概要
<p>原子力安全・防災対策 〔担当課〕消防防災課</p> <p>【実施主体】 県 市町村 民間 県民 国等</p> <p>原子力災害時の医療体制整備 〔担当課〕医療対策課</p> <p>【実施主体】 県 市町村 民間 県民 国等</p>	<p>安全協定を厳正に運用し、安全対策を行います。 島根原子力発電所の周辺環境放射線の監視、発電所の運転状況の把握、トラブル発生時の安全確保などに努めるとともに、広報誌の発行等により原子力安全対策、原子力発電に関する知識の普及啓発、情報提供などを行います。 原子力安全対策事業</p> <p>原子力発電所の万一の緊急事態に備え防災対策を行います。 原子力災害対策特別措置法及び地域防災計画（原子力災害編）に基づき、原子力防災設備・資機材の整備、県原子力防災センターの活用、防災業務従事者の研修、及び防災関係機関や地域住民等の参加による防災訓練の実施などを行います。 原子力防災対策事業</p> <p>事故発生時に迅速・的確に対応するため、住民等を対象とした放射性物質による汚染検査（スクリーニング）や汚染除去などの被ばく医療活動訓練を実施するとともに、被ばく医療活動に必要な資機材を整備します。 原子力災害時の医療体制整備</p>

『安全協定』

（島根原子力発電所周辺地域住民の安全確保等に関する協定）

用語解説

島根県、鹿島町及び中国電力株式会社の間で締結（平成13年改定）した協定で環境放射線監視や発電所の運転状況の把握、異常時の連絡等について定めています。